

田園教育文化都市へ向けて

市民憲章作成の参考のために

わたしたちのまちでは、「田園教育文化都市」をまちづくりの目標にしています。この理念は、歴史の中でつちかわれてきた豊かな自然と文化の伝統をもとに魅力ある都市づくりをおこなう、市民のふるさととなるまちを創り出すこととすることです。市ではこの理念のもとで、「基本構想」「中期構想」を策定し、まちづくりの指針にしております。市民憲章の原案を作成するにあたり、この「田園教育文化都市」の理念と構想を参考にしてください。

自然に調和した都市づくり

わたしたちのまちは、手賀沼と利根川に囲まれ、緑と田園におおわれた自然が豊かな都市です。この、自然環境を、市民生活の財産とし、子どもたちに継承することはわたしたちに課せられた重要な使命とし、自然の保全と育成につとめています。

快適で住みよい環境づくり

健康で明るい市民生活をおくるために、人間の尺度にもとずいた住みよい環境作りを推進してまいります。そのため、生活の利便性、快適性を確保しながら、それぞれに地域に根ざした個性や魅力を取り入れるようなきめ細かな生活環境づくりを行っています。

心ふれあう郷土づくり

急激な都市化により、人間関係の希薄化や連帯意識が乏し化する現状における多くの問題は、連帯感をもとく自治意識を醸成して解決出来ません。

活力ある産業の振興

豊かで便利な市民生活をささぐっていくために、産業を振興して都市の活力を増大させたいです。

未来を作る子供の教育

わたしたちのまちは、若い世代が多く、未来に向けて無限の可能性をひめています。

市民の健康と幸せを守る

わたしたちすべての市民が、健康で文化的な生活のもとに、生がいと幸せを享受できるようにすることが、まちづくりの大事な目標です。

市民憲章

それはまちづくりの目標です



わたしたちのまちは、「田園教育文化都市」をまちづくりの目標にしています。この理念は、歴史の中でつちかわれてきた豊かな自然と文化の伝統をもとに魅力ある都市づくりをおこなう、市民のふるさととなるまちを創り出すこととすることです。市ではこの理念のもとで、「基本構想」「中期構想」を策定し、まちづくりの指針にしております。市民憲章の原案を作成するにあたり、この「田園教育文化都市」の理念と構想を参考にしてください。

施設の適正配置を行っています。

- 豊かな自然とつちかわれた文化を生かしながら、美しい都市景観を作りだしています。そのため、手賀沼の浄化や、緑と自然の起歩を生かした住宅街の形成につとめています。
- 社会福祉施設の整備及び保護、指導体制を強化し、地域ぐるみの福祉活動を育成しています。
- 来るべき高齢化社会に対応できるように体制作りを行っています。
- 予防医療を総合的にとらえ、健康増進、予防を重視し、市民一人一人の健康管理体制を固め、給食保障の整備をしています。
- ゆとりある学級編成をめざし、のびのびと学習できる教育施設の整備を図っています。
- 特別教育の充実を図り、すべての市民が等しく教育を享受できるようにしています。
- 地域に開かれた学校の形成をめざし、地域生活に根ざした教育環境の整備を行っています。

未来を作る子供の教育

わたしたちのまちは、若い世代が多く、未来に向けて無限の可能性をひめています。

わたしたちのまちは、若い世代が多く、未来に向けて無限の可能性をひめています。

わたしたちのまちは、若い世代が多く、未来に向けて無限の可能性をひめています。

市川市民憲章

わたしたちは、江戸川の流れと松の緑に象徴される郷土市川とその自然を愛し、由緒ある史跡と伝承をまもり育て、文政都市にふさわしく教育と文化を重んじ、人間性豊かな調和のとれた明るいまちをつくるために、つぎのことを定めま

昭和52年11月3日制定

- 一、きれいで、安全な、より住みよいまちをつくりたい
- 一、親切で、あたたかい、希望にみちたまちをつくりたい
- 一、教育と文化をそだて、かおり高いまちをつくりたい
- 一、健康で、楽しく働きたい、豊かな福祉のまちをつくりたい
- 一、みんなの幸せを願い、豊かな福祉のまちをつくりたい

札幌市民憲章

前章

わたしたちは、時計台の端かなる札幌の市民です。

わたしたちの札幌市は、雄大な自然と、たくましい開拓精神をもつてきずかれ、大きく発展しつつある希望のまちです。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、たがいのしあわせをわがいに、よい市民となるため、ここに市民憲章をたてたい。

（一章）

元気でほたけ、豊かなまちにしよう。

空も道路も草木も、きれいなまちにしよう。

空も道路も草木も、きれいなまちにしよう。

空も道路も草木も、きれいなまちにしよう。

（二章）

空も道路も草木も、きれいなまちにしよう。

空も道路も草木も、きれいなまちにしよう。

空も道路も草木も、きれいなまちにしよう。

空も道路も草木も、きれいなまちにしよう。

（三章）

空も道路も草木も、きれいなまちにしよう。

空も道路も草木も、きれいなまちにしよう。

空も道路も草木も、きれいなまちにしよう。

空も道路も草木も、きれいなまちにしよう。

となりまち・遠いまちの市民憲章

すでに多くの市において、市民憲章が制定されています。それが、地域独自の個性を強く生かしたユニークな内容となっています。

すべての市民憲章の例をここで取りあげたことはできませんが、代表的な例をあげてみました。参考にしてください。

高槻市民憲章

前文

わたしたちのまち高槻は、北は景勝摂津峡をいだく北摂連山につつまれ、南は淀川の豊かな流れに臨み、平和な風土に恵まれています。

わたしたちのまち高槻は、祖先の心をしのばせる道跡・史跡をはじめ、多くの文化財を持つ由緒あるまちです。

わたしたちは、この地にあって、真に生きがいのある文政・福祉都市を建設し、子孫が誇りをもって「わが郷土・高槻」と語り継ぎよう、明日への願いをこめてここに市民憲章を定めます。

条文

- 一、高槻はわたしたちの自治のまち
- 二、高槻は心と心を結ぶまち
- 三、高槻は住みよい環境のまち
- 四、高槻は生きるよろこび溢るまち
- 五、高槻は文化の華を咲かすまち

昭和53年1月21日制定